

輪島市通学路交通安全プログラム

輪島市

1 目的

このプログラムは、児童生徒が安全に通学できるように、学校、道路管理者、輪島警察署、学識経験者、輪島市教育委員会が協議し、主に道路や交通に関する対策などを実施するための手続等を定めるものです。

2 計画

このプログラムは、次の工程等により実施することを基本とします。

(1) 工程

時期	内容	参加機関等
4月から 6月まで	・通学路安全点検(通常点検)の実施	・学校 ・学校関係者
7月・8月	・要注意箇所への整理 ・緊急応急対策の実施	・道路管理者 ・教育委員会
9月・10月	・輪島市通学路安全対策協議会の開催 ・通学路安全点検(特別点検)の実施	・全機関
11月から 3月まで	・対策の実施 ・実施状況の報告	・全機関
3月	・実施状況等の公表	・教育委員会

(2) 安全点検

ア 通常点検

学校は、年度開始後速やかに通学路の点検を実施し、交通安全上注意すべき箇所等があるときは、教育委員会へ報告します。

報告を受けた教育委員会は、その箇所を整理し、輪島市通学路安全対策協議会を通じて、対策の実施等について協議します。なお、緊急に対策を行う必要があるものについては、直ちに道路管理者、輪島警察署その他関係機関へ連絡します。

イ 特別点検

通常点検の実施により、特に専門的な安全対策について検討すべき事案が生じたときは、関係する全ての機関が合同で特別点検を実施します。特別点検が実施されたときは、その点検の結果及び対策等について公表します。

(3) 協議会

輪島市では、児童生徒の通学安全に関して関係機関が協議するため、道路管理者、輪島警察署及び輪島市教育委員会で組織する「輪島市通学路安全対策協議会」が設置されています。この協議会は、年1回会議を開催することとしており、必要に応じ、

学識経験者やP T A等の関係者が参加して、複数の関係機関による対策が必要な場合における通学路安全対策について協議します。

(4) 対策及び報告

輪島市通学路安全対策協議会において、通学路の安全対策が必要とされたものについては、協議会の会議で担当機関を明確にし、それぞれ所管の機関において、速やかに対策を実施することとします。

担当機関は、その実施状況に関して、輪島市教育委員会と情報を共有することとします。

(5) 公表

輪島市教育委員会は、この計画による安全点検の実施や対策箇所等について、ホームページ等により公表するものとします。

3 対策箇所

現在、このプログラムにより対策が必要とされる箇所は、別紙の付表及び付図のとおりです。

4 プログラムの点検等

輪島市教育委員会は、このプログラムについて定期的な見直しを行い、その機能及び効果について評価及び検討を行うこととします。

5 その他

平成 27 年 3 月 31 日策定

平成 27 年 11 月 30 日一部改訂

平成 29 年 3 月 31 日一部改訂

平成 29 年 10 月 17 日一部改訂

平成 30 年 9 月 3 日一部改訂

平成 30 年 10 月 16 日一部改訂

令和 2 年 11 月 24 日一部改訂

令和 4 年 12 月 27 日一部改訂